

第 1 章 学校保健の制度

我が国の学校保健は、明治初年以来およそ 140 年の歴史を有し、児童生徒の健康の保持増進に大きな役割を果たしてきた。その間、昭和33年には、学校保健法が制定され、我が国の学校保健は、制度的に体系が整備され、それに基づく活動が進められてきた。

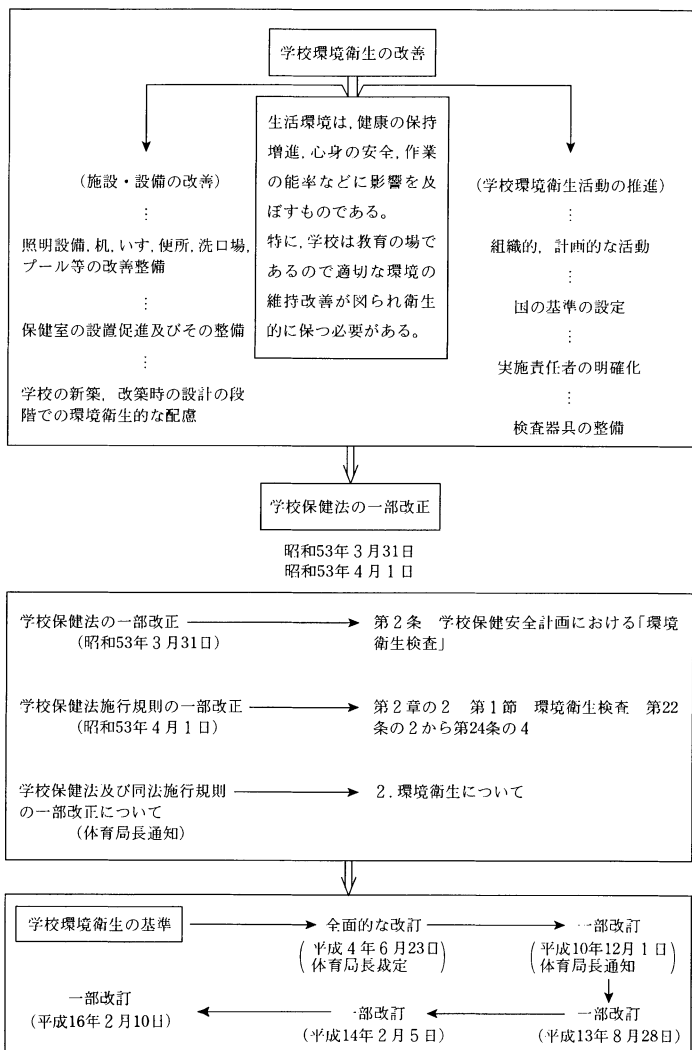
すなわち、学校保健は、昭和33年の学校保健法の制定及び教育課程の基準として全面的に改訂された学習指導要領によって、管理面についても教育面についても、画期的な新しい時代に入ったといえることができる。

また、学校安全についても重要な課題となってきた。

次いで、昭和47年12月の保健体育審議会の答申及びこれに基づく各般の施策・措置により、学校保健はさらに一つの時期を画することになった。

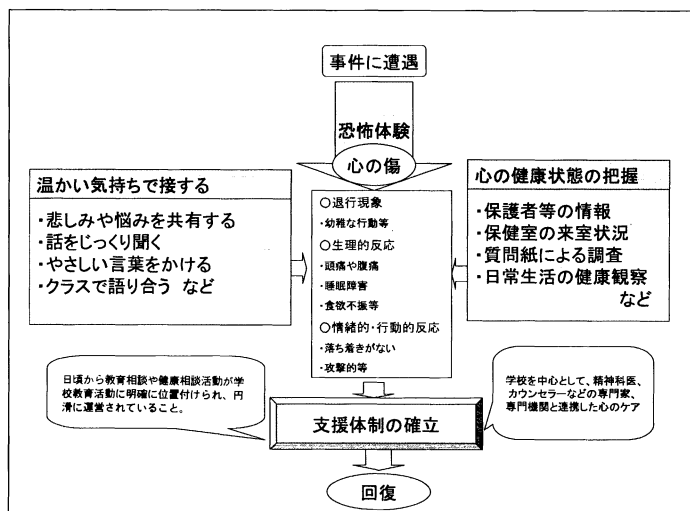
さらに、昭和53年4月1日から施行された日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律によって、日本学校安全会の災害共済給付制度を抜本的に改善し、この改善と関連して、学校における安全管理についても法制上の根拠規定が設けられ、また同法において昭和54年度からの養護学校の義務制化に伴い就学時の健康診断の対象に養護学校に就学させるべき者を加える等の改正が行われた。一方、昭和52年7月及び昭和53年8月に告示された小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領においては、それぞれその総則の章において、健康・安全の保持増進を含む広義の体育について極めて明確な位置付けを行うなどの措置がとられる等、昭和53年前後において、学校保健・学校安全について一段と制度上の充実・整備が図られた。

その後、平成4年には、学校保健法に基づいて行う学校環境衛生検査の方法、内容、事後措置等についての基準である学校環境衛生の基準を科学技術の進展や学校を取り巻く環境の変化に対応して、28年ぶりに検討を行い、飲料水・水泳プールの水質検査の厳格化、教室の照度の引上げ、ごみ処理の際のリサイクルの促進などについて、平成4年6月23日付文体学第187号体育局長事務代理事務次官通知「学校における環境衛生管理の徹底について」で



(文部科学省資料から引用、一部改変)

子どもの心のケアへの対応



（『学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル』文部科学省，平成15年，一部改変）

4 自然災害や事件・事故後に現れる子どものストレス症状の特徴と学校や家庭における対応方法

子どもが災害等に遭遇した場合は，心理的ストレスが身体症状や行動の変化として現れることが多いことが特徴である。このような反応が現れることはごく自然なことであることを理解する必要がある。また，子どもの心の回復には，子どもが安心できる環境を整えることが大切であり，周囲の大人（保護者，教職員等）は，自分の心の安定を図ることが必要である。

さらに，子どもの心のケアへの対応を適切に行うためには，発育・発達段階に現れる症状の特徴と主な対応について理解しておくことが必要である。

<幼稚園児>

○特徴

- ・年齢が低いほど，周囲の環境に過敏に反応しやすく，夜尿や指しゃぶ

第3節 目標及び内容

1 歯・口の健康づくりの目標

学校における歯・口の健康づくりの目標は、子どもが発達段階に応じて自分の歯・口の健康課題を見つけ、課題解決のための方法を工夫・実践し、評価できるようにし、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うとともに、自ら進んで健康な社会の形成に貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の三つの目標があげられる。

- (1) 歯・口の健康づくりに関する学習を通して、自らの健康課題を見つけ、それをよりよく解決する方法を工夫・実践し、評価して、生涯にわたって健康の保持増進ができるような資質や能力を育てる。
- (2) 歯・口の健康づくりの学習を通じて、友人や家族など他人の健康にも気を配り、自他ともに健康であることの重要性が理解できるようにする。
- (3) 健康な社会づくりの重要性を認識し、歯・口の健康づくりの活動を通じて、学校、家庭及び地域社会の健康の保持増進に関する活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

2 各発達段階における重点及び内容

前記の目標を実現するための各発達段階における歯・口の健康づくりの重点と内容は、次のとおりである。

(1) 幼稚園

幼稚園においては、家庭と連携して子どもに基本的な生活習慣を確立する過程において、保健行動がとれるよう働きかけることが大切である。また、健康づくりにとって重要な「食べる機能」の獲得にも注意を払う必要がある。

① 重点

歯や口に関心をもち、基本的な生活習慣としての歯・口の清掃や、間食の規則性を守り、好き嫌いなくよく噛んで食べることができるようにする。